

議案第20号

杉並区立産業商工会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立産業商工会館条例の一部を改正する条例

杉並区立産業商工会館条例（昭和40年杉並区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「利用料金」を「使用料」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「利用料金」を「使用料」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「利用料金」を「使用料」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 使用料は、使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところによる。

第5条第5項を削る。

第6条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金」を「区長は、特別の事由があると認めるときは、使用料」に改める。

第7条の見出し及び同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「指定管理者は、規則で定めるところにより」を「区長は、特別の事由があると認めるときは」に改める。

第15条から第20条までを削り、第21条を第15条とする。

附則第2項並びに附則別表第1及び附則別表第2中「利用料金」を「使用料」に改める。

別表第1及び別表第2中「、第17条」を削り、「利用料金」を「使用料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

指定管理者制度に係る規定を削除する等の必要がある。

杉並区立産業商工会館条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(<u>使用料</u> 等)</p> <p>第5条</p> <p>会館の施設及びその<u>使用料</u>は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号及び第2号に規定するもの（以下「産業団体等」という。）が使用する<u>場合における会館の施設及びその使用料</u>は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 会館の附帯設備及び器具並びにそれらの<u>使用料</u>は、規則で定める。</p> <p>4 <u>使用料は、使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難い場合は、規則で定めるところによる。</u></p> <p>(<u>使用料</u> の減免)</p> <p>第6条 <u>区長は、特別の事由があると認</u></p>	<p>(<u>利用料金</u>等)</p> <p>第5条 <u>第3条の承認を受けたものは、指定管理者（第15条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第7条までにおいて同じ。）に利用料金を使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難い場合は、規則で定めるところによる。</u></p> <p>2 会館の施設及びその<u>利用料金</u>は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第3条第1号及び第2号に規定するもの（以下「産業団体等」という。）が使用する<u>場合における会館の施設及びその利用料金</u>は、別表第2のとおりとする。</p> <p>4 会館の附帯設備及び器具並びにそれらの<u>利用料金</u>は、規則で定める。</p> <p>5 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>(<u>利用料金</u>の減免)</p> <p>第6条 <u>指定管理者は、規則で定めると</u></p>

めるときは、使用料 を減額し、又は免除することができる。

(使用料 の不還付)

第7条 既に納付した使用料 は、還付しない。ただし、区長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

ころにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 既に納付した利用料金 は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 区長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、会館の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

(1) 第3条の規定により、会館の施設等の使用を承認すること。

(2) 第4条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めたときに、会館の施設等の使用を承認しないこと。

(3) 第10条の規定により、同条第1号若しくは第2号に該当するとき、又は指定管理者が必要と認めたときに、会館の施設等の使用条件の変更又はその使用の停止若しくは使用の承認の取消しをすること。

(4) 会館の施設等の維持管理（大規

模の修繕を除く。)に関する業務
(5) 前各号に掲げるもののほか、区
長が必要と認める業務
(管理の業務を行うことができない法人
等)

第15条の2 区議会議員が無限責任社
員、取締役、執行役若しくは監査役又
はこれらに準ずべき者、支配人及び清
算人(以下この条において「無限責任
社員等」という。)となつている法人
その他の団体は、指定管理者として管
理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等と
なつている法人その他の団体(区が資
本金、基本金その他これらに準ずるも
の2分の1以上を出資しているもの
を除く。次項において同じ。)は、指
定管理者として管理の業務を行うこと
ができない。

3 杉並区教育委員会の教育長若しくは
委員、杉並区選挙管理委員会の委員、
杉並区監査委員又は杉並区農業委員会
の委員(以下この項において「委員
等」という。)が無限責任社員等とな
つている法人その他の団体は、委員等
のそれぞれの職務に関し、指定管理者
として管理の業務を行うことができな
い。

(指定管理者の指定)

第16条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

(2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

(3) 会館の効用を最大限に発揮するとともに、産業の振興発展を図ることができること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第17条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

(2) 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に会館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第1及び別表第2に定める額並びに第5条第4項の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第5条第1項、第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「指定管理者（第15条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第7条までにおいて同じ。）」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条及び第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」

と、「指定管理者」とあるのは「区
長」と、別表第1及び別表第2中「利
用料金」とあるのは「使用料」と読み
替えるものとする。

(指定管理者の告示)

第18条 区長は、指定管理者を指定
し、若しくは指定を取り消したとき、
又は期間を定めて管理の業務の全部若
しくは一部の停止を命じたときは、遅
滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後
(年度の途中において指定を取り消さ
れたときは、その取り消された日以
後)、規則で定めるところにより、管
理の業務に関し事業報告書を作成し、
区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第20条 区長は、次に掲げる事項につ
いて、指定管理者と協定を締結するも
のとする。

- (1) 管理の業務の実施及びその報告
に関する事項
- (2) 個人情報の取扱いその他の会館
の管理の基準に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会
館の管理に関し必要な事項

(委任)

第21条 略

(委任)

第15条 略

附 則

- 1 略
- 2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の会館の施設及びその使用料は、第5条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める施設及び使用料
 - (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める施設及び使用料

附 則

- 1 略
- 2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合の会館の施設及びその利用料金は、第5条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間における使用 附則別表第1に定める施設及び利用料金
 - (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における使用 附則別表第2に定める施設及び利用料金